

(様式2)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年9月7日

横浜市契約事務受任者
横浜市下水道河川局長 遠藤 賢也

- 1 契約の概要
栄処理区等幹線管きょ緊急下水道再整備工事に伴う設計委託（R8-3）
- 2 履行（納品）場所
栄区上郷町1206番地1地先ほか2か所
- 3 契約日
令和8年8月25日
- 4 履行日又は履行期間
契約締結の日から令和9年2月26日まで
- 5 契約金額
14,773,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
神奈川県横浜市中区相生町6-113
株式会社東伸企画設計
代表取締役 細川 二三之
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、令和7年3月18日、国土交通省より下水道管路の全国特別重点調査の実施要請を受けました。これに伴い、調査を実施したところ、2において緊急度1と判定された要対策延長を確認しました。当該延長は、その多くが道路下等に存置されており、即時的に対応を行わないと市民生活の安全確保に重大な支障が生じる可能性があるため、やむを得ず随意契約を締結しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
本市一般競争入札有資格者名簿から、履行が可能な者を選定しました。
- 9 所管課
下水道河川局下水道管路部管路整備課